

兵庫県公報

平成29年10月10日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| | ページ |
|--------------------------------------|-----|
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○ 選挙長及びその職務を代理すべき者の選任 | 2 |
| ○ 選挙分会長及びその職務を代理すべき者の選任 | 3 |
| ○ 選挙長の職務を行う場所 | 3 |
| ○ 選挙分会長の職務を行う場所 | 3 |
| ○ 選挙会の日時及び場所 | 3 |
| ○ 選挙分会の日時及び場所 | 4 |
| ○ 候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所 | 4 |
| ○ 名簿届出政党名等の掲示等の掲示順序を定めるくじを行う日時及び場所 | 4 |
| ○ 比例代表選出議員選挙の選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 | 5 |
| ○ 選挙運動に関する支出金額の制限額 | 5 |
| ○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 | 5 |
| ○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 | 6 |
| ○ 審査分会長及びその職務を代理すべき者の選任 | 7 |
| ○ 審査分会の日時及び場所 | 7 |
| 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第1区選挙長告示 | |
| ○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 | 7 |
| 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第2区選挙長告示 | |
| ○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 | 8 |
| 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第3区選挙長告示 | |
| ○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 | 8 |
| 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第4区選挙長告示 | |
| ○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 | 9 |
| 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第5区選挙長告示 | |
| ○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 | 9 |
| 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第6区選挙長告示 | |
| ○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 | 9 |
| 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第7区選挙長告示 | |
| ○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 | 10 |
| 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第8区選挙長告示 | |
| ○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 | 10 |
| 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第9区選挙長告示 | |
| ○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 | 11 |
| 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第10区選挙長告示 | |
| ○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 | 11 |
| 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第11区選挙長告示 | |
| ○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 | 11 |
| 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第12区選挙長告示 | |
| ○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 | 12 |
| 選挙分会長告示 | |
| ○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 | 12 |

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第91号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

1 選挙長

| 選挙区 | 住 所 | 氏 名 |
|------|---------------------|--------|
| 第1区 | 神戸市兵庫区熊野町2丁目3番7号 | 立石幸雄 |
| 第2区 | | |
| 第3区 | 姫路市広畑区北野町2丁目25番地3 | 五島 壯 |
| 第4区 | | |
| 第5区 | 姫路市南八代町3番29号 | 大野 由紀雄 |
| 第6区 | | |
| 第7区 | 加古郡稲美町加古329番地 | 永富正彦 |
| 第8区 | | |
| 第9区 | 神戸市須磨区須磨本町1丁目1番32号 | 岡 明彦 |
| 第10区 | | |
| 第11区 | 神戸市西区美賀多台3丁目10番地の18 | 澤田光司 |
| 第12区 | | |

2 選挙長の職務を代理すべき者

| 選挙区 | 住 所 | 氏 名 |
|------|---------------------------|------|
| 第1区 | 神戸市灘区高羽町1丁目1番1—403号 | 眞殿貴仁 |
| 第2区 | | |
| 第3区 | 神戸市垂水区五色山1丁目1番45—414号 | 平野祐次 |
| 第4区 | | |
| 第5区 | 神戸市垂水区狩口台7丁目11番25—202号 | 雪岡孝規 |
| 第6区 | | |
| 第7区 | 神戸市灘区灘北通9丁目2番23—504号 | 藤木直子 |
| 第8区 | | |
| 第9区 | 神戸市須磨区須磨寺町4丁目3番8—103号 | 田代浩之 |
| 第10区 | | |
| 第11区 | 明石市藤江136番地の8 シャーメゾン美翠203号 | 中澤聖至 |

| | | |
|------|--|--|
| 第12区 | | |
|------|--|--|



兵庫県選挙管理委員会告示第92号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、兵庫県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

- | | | |
|-------------------|------------------------|-------|
| 1 選挙分会長 | 神戸市兵庫区熊野町2丁目3番7号 | 立石幸雄 |
| 2 選挙分会長の職務を代理すべき者 | 神戸市中央区上筒井通7丁目4番19-201号 | 井野健三郎 |



兵庫県選挙管理委員会告示第93号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

- 1 平成29年10月10日
神戸市中央区中山手通4丁目10番8号
ラッセホール2階 ローズサルーン
- 2 平成29年10月11日以降
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第94号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

- 1 平成29年10月10日
神戸市中央区中山手通4丁目10番8号
ラッセホール2階 ローズサルーン
- 2 平成29年10月11日以降
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第95号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

| 選挙区 | 選挙会の日時 | 選挙会の場所 |
|------|------------------|---|
| 第1区 | 平成29年10月24日 午後1時 | 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 兵庫県職員会館2階 サークル206号室 |
| 第2区 | 同 上 午後1時50分 | 同 上 |
| 第3区 | 同 上 午後1時 | 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 兵庫県職員会館5階 サークル502号室 |
| 第4区 | 同 上 午後1時50分 | 同 上 |
| 第5区 | 同 上 午後2時40分 | 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 兵庫県職員会館2階 サークル206号室 |
| 第6区 | 同 上 午後3時30分 | 同 上 |
| 第7区 | 同 上 午後2時40分 | 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 兵庫県職員会館5階 サークル502号室 |
| 第8区 | 同 上 午後3時30分 | 同 上 |
| 第9区 | 同 上 午後4時20分 | 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 兵庫県職員会館2階 サークル206号室 |
| 第10区 | 同 上 午後5時10分 | 同 上 |
| 第11区 | 同 上 午後4時20分 | 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 兵庫県職員会館5階 サークル502号室 |
| 第12区 | 同 上 午後5時10分 | 同 上 |

~~~~~

#### 兵庫県選挙管理委員会告示第96号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、選挙分会の日時及び場所を次のとおり定める。  
平成29年10月10日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

- 1 日時 平成29年10月24日 午前11時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

~~~~~

兵庫県選挙管理委員会告示第97号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

- 1 日時 平成29年10月10日 午後7時30分
- 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

~~~~~

#### 兵庫県選挙管理委員会告示第98号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条

第3項の規定により、名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

- 1 日時 平成29年10月10日 午後7時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



**兵庫県選挙管理委員会告示第99号**

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定により選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

- 1 日時 平成29年10月12日 午後6時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



**兵庫県選挙管理委員会告示第100号**

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりである。

平成29年10月10日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

| 選挙区  | 選挙運動に関する支出金額の制限額 |
|------|------------------|
| 第1区  | 24,953,500 円     |
| 第2区  | 24,987,100 円     |
| 第3区  | 23,936,500 円     |
| 第4区  | 25,583,000 円     |
| 第5区  | 27,064,200 円     |
| 第6区  | 26,078,600 円     |
| 第7区  | 25,697,000 円     |
| 第8区  | 24,906,600 円     |
| 第9区  | 26,799,400 円     |
| 第10区 | 24,397,600 円     |
| 第11区 | 25,091,000 円     |
| 第12区 | 23,573,400 円     |



**兵庫県選挙管理委員会告示第101号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成29年10月10日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

選挙権を有する者の総数の50分の1の数

92,623

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

678,893



**兵庫県選挙管理委員会告示第102号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成29年10月10日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| (選 挙 区 名) | 〔 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 〕 |
|-----------|--------------------------------|

|              |         |
|--------------|---------|
| 神戸市東灘区       | 58,141  |
| 神戸市灘区        | 36,183  |
| 神戸市中央区       | 35,754  |
| 神戸市兵庫区       | 30,261  |
| 神戸市北区        | 61,392  |
| 神戸市長田区       | 26,947  |
| 神戸市須磨区       | 45,648  |
| 神戸市垂水区       | 61,828  |
| 神戸市西区        | 67,560  |
| 姫路市          | 139,992 |
| 尼崎市          | 129,034 |
| 明石市          | 82,862  |
| 西宮市          | 132,111 |
| 洲本市          | 12,828  |
| 芦屋市          | 26,713  |
| 伊丹市          | 55,281  |
| 相生市          | 8,530   |
| 豊岡市          | 23,279  |
| 加古川市         | 73,973  |
| たつの市及び揖保郡    | 30,918  |
| 赤穂市、赤穂郡及び佐用郡 | 23,218  |
| 西脇市及び多可郡     | 17,624  |

|          |        |
|----------|--------|
| 宝塚市      | 64,504 |
| 三木市      | 22,108 |
| 高砂市      | 25,594 |
| 川西市及び川辺郡 | 53,095 |
| 小野市      | 13,314 |
| 三田市      | 31,567 |
| 加西市      | 12,554 |
| 篠山市      | 11,902 |
| 養父市      | 6,962  |
| 丹波市      | 18,272 |
| 南あわじ市    | 13,649 |
| 朝来市      | 8,772  |
| 淡路市      | 12,870 |
| 宍粟市      | 10,985 |
| 加東市      | 10,908 |
| 加古郡      | 18,156 |
| 神崎郡      | 12,242 |
| 美方郡      | 9,540  |



**兵庫県選挙管理委員会告示第103号**

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び同法施行令（昭和23年政令第122号）第16条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

- |                   |                        |       |
|-------------------|------------------------|-------|
| 1 審査分会長           | 神戸市兵庫区熊野町2丁目3番7号       | 立石幸雄  |
| 2 審査分会長の職務を代理すべき者 | 神戸市中央区上筒井通7丁目4番19—201号 | 井野健三郎 |



**兵庫県選挙管理委員会告示第104号**

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、審査分会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

- 日時 平成29年10月24日 午前10時30分
- 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第1区選挙長告示**

**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第1区選挙長告示第1号**

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次の

とおりに定める。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第1区  
選挙長 立石幸雄

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第2区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第2区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第2区  
選挙長 立石幸雄

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第3区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第3区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第3区  
選挙長 五島 壯

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時10分



## 2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

## 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第4区選挙長告示

## 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第4区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第4区  
選挙長 五 島 壯

## 1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時10分

## 2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

## 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第5区選挙長告示

## 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第5区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第5区  
選挙長 大 野 由紀雄

## 1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時10分

## 2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

## 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第6区選挙長告示

## 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第6区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第6区  
選挙長 大野 由紀雄

1 日時

(1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時

(2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第7区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第7区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第7区  
選挙長 永富 正彦

1 日時

(1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時

(2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第8区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第8区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第8区  
選挙長 永富 正彦

1 日時

(1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時

(2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時10分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第9区選挙長告示****衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第9区選挙長告示第1号**

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第9区  
選挙長 岡 明 彦

## 1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時10分

## 2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第10区選挙長告示****衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第10区選挙長告示第1号**

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第10区  
選挙長 岡 明 彦

## 1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時10分

## 2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第11区選挙長告示****衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第11区選挙長告示第1号**

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第11区  
選挙長 澤 田 光 司

## 1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時10分

## 2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第12区選挙長告示****衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第12区選挙長告示第1号**

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第12区

選挙長 澤田光司

## 1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成29年10月19日 午後6時10分

## 2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

**選挙分会長告示****衆議院比例代表選出議員選挙兵庫選挙分会長告示第1号**

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項（名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

衆議院比例代表選出議員選挙

兵庫県選挙分会長 立石幸雄

- 1 日時 平成29年10月19日 午後6時20分

- 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室